

一般社団法人日本衛生検査所協会 制裁に関する運営細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の定める定款、諸規程、倫理綱領並びに衛生検査所業公正競争規約等を遵守せず、本協会の正当で円滑な業務の遂行を阻害し、その秩序を乱すものについては、これを違反行為として厳正なる処分を遂行し、よって、国民の信頼と社会的責務の自覚によって、本協会及び会員の健全な発展を遂げることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本細則の適用範囲は、正会員が運営する衛生検査所（以下「会員検査所」という。）とする。

(協力義務)

第3条 会員は、本協会が第1条の目的を達成するために必要な調査等の請求に対し、協力しなければならない。

第2章 制裁の事由と種類

(制裁の事由)

第4条 本細則に基づく制裁は、会員検査所に次の事由がある場合に行う。

- (1) 本協会の定款及び諸規程に違反した場合
- (2) 本協会の倫理綱領に違反した場合
- (3) 衛生検査所業公正競争規約に違反した場合
- (4) 本協会の適正な運営を阻害し、秩序を乱した場合
- (5) 本協会の名誉を毀損した場合
- (6) 本協会に対し、詐術、欺瞞的行為をした場合
- (7) その他、裁定委員会が、制裁を必要と判断する場合

(制裁の内容)

第5条 本協会が行う制裁は、次の各号に示すものとする。

- (1) 勧告 義務の履行を勧告し、行動、処置をするように勧める。
- (2) 戒告 その期限を定め、義務の履行を催告し、違反行為を戒める処分を行う。
- (3) 資格停止 一定期間正会員の資格を停止する。
- (4) 除名 総会の決議を経て、正会員たる資格を剥奪する処分を行う。

(制裁の通知)

第6条 会長は、前項の制裁を執行したとき、その会員検査所名と会員代表者名並びに事

由の概要をその所属の本協会支部に通知しなければならない。

第3章 裁定委員会

(裁定委員会等の設置)

第7条 本協会に裁定委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会は、裁定委員11名以内で組織する。

3 本委員会には、委員長1名、副委員長1名及び書記1名を置く。

4 第3条に規定する事実の調査を行い確認を行うため、本委員会に裁定小委員会を設置する。

(委員の選任)

第8条 裁定委員及び裁定小委員（以下「裁定委員等」という。）は、正会員の中から理事会によってこれを選任する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、正会員以外の学識経験者の中から2名以内の裁定委員を選任することができる。

3 裁定委員の中に制裁の対象者がいる場合、理事会はこの案件に限って代替りの委員を選任するものとする。

4 制裁の対象者が制裁を受けた場合、理事会は当該の裁定委員を解任し、後任の委員を選任するものとする。

(裁定委員等の任期)

第9条 裁定委員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 裁定委員等は任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行なうものとする。

(本委員会の招集)

第10条 会長は、本協会において、次条の規定に基づいて提訴があったとき又は本協会において会員検査所の違反行為における制裁が必要と思われる事例が発生したとき、本委員会を招集し、その審議を命ずる。

(提訴)

第11条 会員が第3条に規定する事由によって、当該の会員検査所の処分を求めるときは、その内容について、連帯の責務をともにする保証人1名をたて、所属する支部の幹事会の決議を経て、会長に提訴することができる。

2 前項の連帯責務を保証する者は、経営組織の異なる正会員とする。

(決議)

第12条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席を得て、出席委員の過半数をもって決議する。ただし、賛否同数の場合は、委員長決裁による。

(審議等)

第13条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議しその裁定を取りまとめる。

ただし、その制裁の対象者の弁明及びその所属する支部の意見を徴しなければならない。

(1) 第4条に規定する制裁の事由

(2) 第5条に規定する制裁の内容

(3) 第14条による不服申し立て

(4) その他、本委員会が必要と認める事項

2 会長は、本委員会より審議結果についての報告があったときは、理事会に諮ってその取扱いを速やかに決定する。ただし、除名については総会の決議によらなければならない。

3 会長は、総会又は理事会における審議結果について、速やかに該当の会員検査所に通告しなければならない。

(再裁定の請求)

第14条 制裁の決定に対して不服とする者は、十分な反証を有する場合に限り、通知後20日以内に会長に対し本委員会の再審査を請求することができる。

第4章 雑 則

(記録の作成と保管)

第15条 本協会は、会員検査所に対する制裁の審議について、事実経過の記録を作成し保管する。

(秘密保持)

第16条 本協会の役員並びに本委員会の委員等は、会員検査所の制裁に関して知り得た秘密を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(本細則の改廃)

第17条 本細則は、理事会の3分の2以上の決議によって改廃することができる。

附 則

この細則は、平成7年3月23日より施行する。

この改定は、平成25年4月1日より実施する。